

令和3年 第9回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和3年9月27日 午後 1時30分			議長 京谷 常美	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和3年9月27日 午後 2時10分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 14名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	1 番	塩野谷 幸一		2 番	澤田 英雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.9.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第9回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、14名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番の塩野谷幸一委員及びに、2番の澤田英雄委員お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長 大西委員長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました大西俊則委員長より、調査結果の報告をお願いします。 9月16日、私と青山委員、西岡委員、事務局より片岸さん、近藤さん、XXXXXXXXXXの立会いで確認しました。説明がありましたとおり既に住宅が建築中です。国道から約20mほどの窪みになっている場所ですが、そこをほぼ平らな状態に盛土をして駐車場、雪捨て場、農業用機器の置き場にしたいとのことで、3人含めて協議した結果問題無しとなりました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょ

議 事 の 経 過 (R3.9.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	うか。 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取を行うこととし、本委員会及び北海道農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決により許可権者である洞爺湖町長に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました大西俊則委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	大西委員長	先ほどと同じ 9 月 16 日に現地視察をして参りました。現状は牛がいる牧草地です。20 ページをご確認ください、トレーラーと駐車スペースと入り口に全面砂利を敷くそうです。農泊が目的ということでその他はそのまま現状を維持するということで、協議の結果問題無しと判断いたします。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 3	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	議案第 3 号「洞爺湖町の下限面積の設定することについて」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「洞爺湖町の下限面積の設定することについて」の件は、可と決定してよろしいでしょう

議 事 の 経 過 (R3.9.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長	か。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号洞爺湖町の下限面積の設定することについて」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問についての件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
議案 5	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件の内 1 番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件の内 1 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件の内 1 番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件の内 2 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「農業振興地域整備計画

議 事 の 経 過 (R3.9.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 6	議長	の変更の諮問について」の件の内 2 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件の内 2 番の件を、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件を、を議題といたします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました大西俊則委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	大西委員長	先ほどと同じく 9 月 1 6 日、農業委員として私、青山委員、西岡委員、事務局は片岸さん、近藤さん 5 名の立会で現況調査して参りました。本人の意見も伺いましたが、既に原野化しており、3 0 年近く耕作しておらず、ササもひどいですし木もかなり太いものが生えています。地目変更の申請は問題無しと判断しました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
閉会	議長	質疑が無いようですので、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 3 年第 9 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。